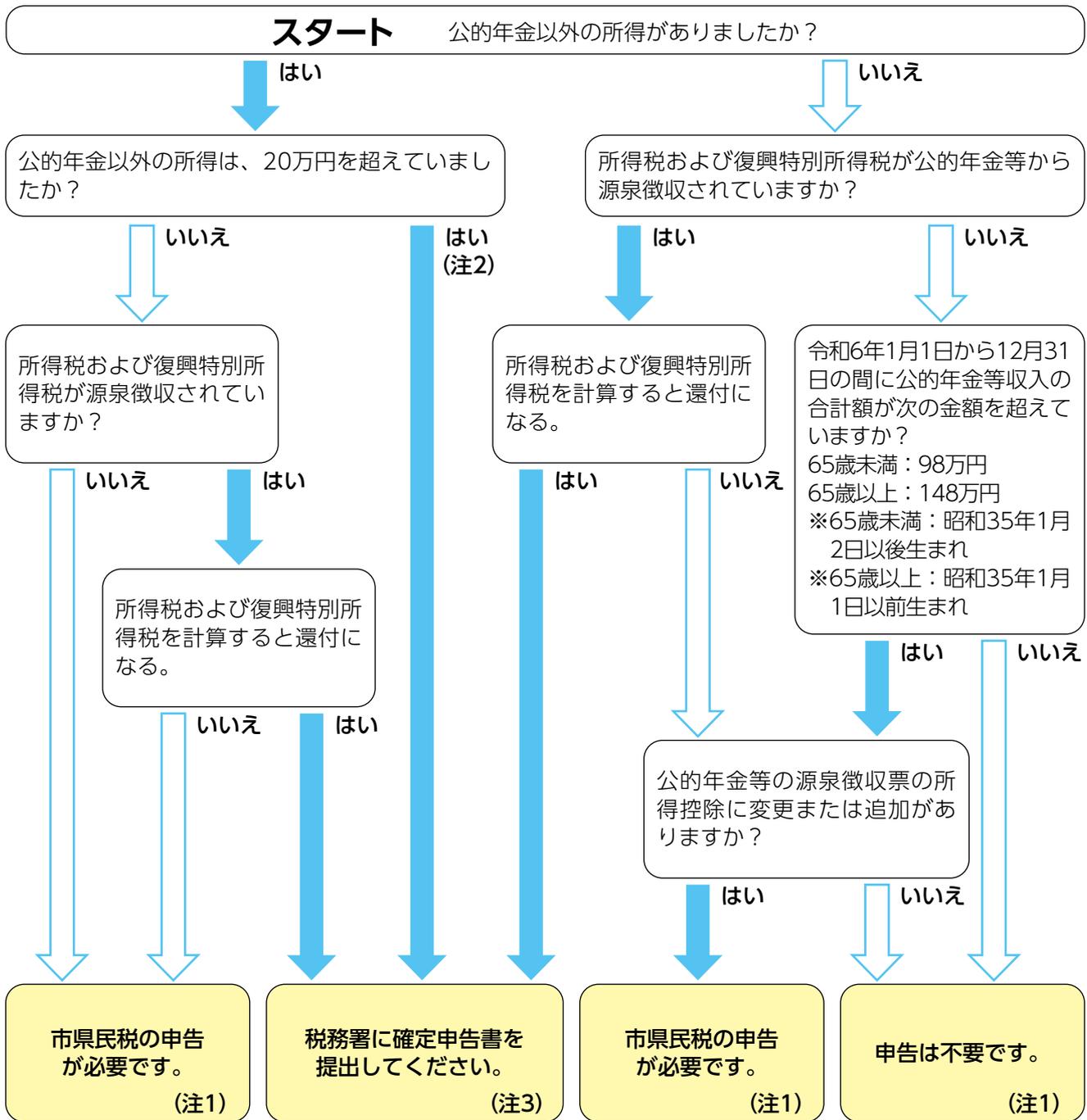


公的年金の収入があった人のフローチャート



(注1) 公的年金の収入が400万円を超える人については、上記のフローチャートにかかわらず、税務署に確定申告書の提出が必要な場合があります。

(注2) 所得税が納税とならない場合は、市県民税の申告が必要です。

(注3) 令和6年度分申告は定額減税の影響により、このフローチャートに当てはまらない場合があります。

公的年金などの収入が400万円以下の人の申告について

公的年金などの収入が400万円以下で、公的年金などにかかる所得以外の所得が20万円以下の場合、平成23年分から確定申告書の提出は不要になりました。ただし、所得税の還付を受けるには確

定申告書の提出が必要です。

また、確定申告書を提出しない人でも、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない控除を市県民税の計算に適用するには、市県民税申告書の提出が必要です。

(例：医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除、公的年金などから天引きされていない社会保険料の控除、源泉徴収票に記載のない扶養控除・障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除など)